

令和6年5月定例会

さくら市教育委員会会議録

令和6年5月22日

さくら市教育委員会

さくら市教育委員会５月定例会会議録

○日 時

令和６年５月２２日（水） 午後４時００分～午後５時３０分

○場 所

市役所 ３階 委員会室

○出席した委員の氏名

教 育 長	橋 本 啓 二
教育長職務代理者	中 村 浩 之
委 員	岡 崎 真 紀
委 員	稲 見 純 子
委 員	船 生 正 興

○出席した職員の氏名

教 育 次 長	櫻 井 広 文
学校教育課課長	八 木 澤 和 弘
生涯学習課課長	横 塚 一 徳
ミュージアム館長	小 竹 弘 則
スポーツ振興課課長	久 保 章
学校教育課課長補佐	橋 本 宜 之

（１）開会宣告（午後３時 分）

○櫻井教育次長

皆さん、こんにちは。

定刻前ではございますが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから令和６年５月のさくら市教育委員会定例会を開催いたします。

（２）挨拶

○櫻井教育次長

まず初めに、橋本教育長からご挨拶を頂戴したいと思います。

○橋本教育長

では、改めまして、皆さん、こんにちは。

教育委員会の５月の定例会にご参集いただきまして、大変ありがとうございます。

冒頭、２つだけお話をさせていただきます。

１つは、今週の土曜日、両中学校の運動会がありまして、今日、喜中などは総

合練習を行っております。当日、大変な暑さが予想されますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

2つ目は、前回、相撲の話をしました。氏家中学校から矢板高校に行った生田目君という子がいます。今は幕下の二枚目にいます。幕下ですので、7番勝負になるんですけれども、実は今日、6番目の取組があつて勝ちまして、4勝2敗になりました。そうすると勝ち越しになるので、十両昇格が大変有力になったかなという感じです。今5月場所ですので、7月場所には、もし十両、関取に昇進する可能性が大変大きくなりました。

関取になると化粧回しとかを用意したり、後援会とかいろいろ話が出るそうですが、ただ、ある程度定着するまでは化粧回しというのは借りるそうです。お相撲さんは結構、2つとか3つとか化粧回し持っているそうです。いずれにしても、さくら市にとっては大変いいお知らせかなと思っています。

今、冒頭に2つお話をしました。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○櫻井教育次長

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては橋本教育長にお願いいたします。

(3) 会議録署名委員の指名について

○橋本教育長

では、私のほうで会議を進めさせていただきます。

今月の議事録署名委員は、中村委員を指名します。よろしくお願いいたします。

(4) 令和6年3月定例会会議録の承認

○橋本教育長

続きまして、令和6年4月定例会の会議録の承認についてです。

ご確認いただいていると思いますので、文言や内容について訂正箇所等がありましたらお願いをいたします。

(発言する声なし)

○橋本教育長

では、お諮りをします。令和6年4月定例会会議録の承認について、承認する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○橋本教育長

ありがとうございます。

挙手全員でありますので、本案件については承認をいたします。

後ほど、船生委員に署名をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（５）教育長報告

○橋本教育長

続きまして、教育長報告に移ります。

資料をご覧ください。

では、まず初めに行事等の報告でありますけれども、主なものを報告させていただきます。

４月２０日になりますが、土曜日にさくら未来塾の小学生学習コースの開講式を行いました。小学生学習コースは約１５０名ほどおりまして、子供たちを支援・指導する地域のサポーターの方々も今年３１名という大変多くの皆様に協力をいただきまして、来年の３月まで開講する予定であります。

２つ目は、４月２３日に給食センターの建屋工事の安全祈願祭を行いました。稲見委員にご出席をいただきました。ありがとうございました。

続きまして４月２５、２６日になりますがけれども、関東都市教育長会議が新潟県長岡市にて開催され、私のほうで参加させていただきました。

あとは４月２７日、知的障害サッカー日本代表の皆さんが３０名ほど、さくらスタジアムを中心に連休中、合宿をいたしました。今年で２０年目を迎え大変光栄なことかなと思っております。

続きまして５月に移りますけれども、５月７日に市Ｐの連絡協議会の定期総会、理事会等がありまして、市のＰＴＡの皆さんの組織ができましたので、後ほど紹介させていただきます。

５月８日になりますが、この日は塩谷南那須地区の教科用図書、来年は中学校が採用になりますので、その採択の会議がございまして、地区の教育委員を代表して中村職務代理にご参加をいただきました。

続いて、当日に地区の連合会の総会がありまして、役員等の改選が行われたので、これも後ほどご紹介します。

また５月８日の朝、生涯学習課青少年センターを中心に行っていますあいさつ運動の第１回目がありました。これも併せて教育委員の皆様にご参加をいただいたことがありますので、紹介をさせていただきます。

５月１０日、第２回の５月の校長会が開かれました。

さくら未来塾の体験コースを年間で計画していますけれども、１１日に田植えの体験を行い、約４０名の子供たちに参加いただきました。

５月１２日になりますが、さくら市で毎年、県の少年少女レスリング大会がありまして、約２００名ほど参加いただいています。これは幼稚園からなんですけれども、以前、喜連川高校にレスリング部があり、そんな関係でさくら市にも少

年少女レスリングクラブというのがあり、毎年そこに参加しています。とちぎ国体で優勝した植木君という子が今、大学で活躍するなど大変レスリングが盛んになっています。

5月13日でございますけれども、今年、さくら市に転入されてきた先生方の授業参観というのを毎年やっていたしまして、氏家中学校を皮切りに30日まで、市内の小中学校の学校訪問させていただいています。今年は35名の皆さんがお見えになったので、その先生方の授業を見させていただいています。

5月18日、生涯学習課の事業で親子体験教室というのを日本伝統文化を中心にやっているんですが、今年は能と日本舞踊をやるんですけれども、その紹介もさせていただきたいと思っています。後ほどです。

今後の主な予定になりますけれども、先ほど申し上げたとおり、25日は中学校の運動会がありまして、私のほうは、最初は氏家中学校の開会式に出て、その後、喜連川中学校のほうを、次長が喜連川中学校から氏家中学校という形にさせていただいて、市長が氏家中学校ということで、来賓を代表してご挨拶を行います。喜連川中学校のほうは副市長がお見えになって代表挨拶、そのほかの参列した皆さんについてはご紹介をするということを学校から報告を受けています。

5月27日になりますが、県の市町村教育委員会の連合会の総会がありまして、代議員制になっておりますので、私のほうで参加させていただきます。

あと、5月29日ですが、中学生海外派遣実施委員会の第1回目がありますので、これは舩生委員のほうにご参加をいただくことになります。

あと、5月31日になりますけれども、関東甲信越静の市町教育委員会連合会の総会が前にもお話をしましたように古河市のほうで開催されますので、後ほど説明等させていただきます。

あと、6月4日から第2回の定例議会の開会がありまして、20日まで議会が開催されます。今回は6名の議員の皆様がご質問を用意しておりまして、教育委員会関係では、お二人の皆さんからご質問いただいておりますので、これは7月にその詳細についてはお伝えしたいと思っています。

あと、6月22日ですが、栃木SCのさくら市民デーということで、これは指示なんですけれども、市民デーがあります。現在19位ということで大変厳しいところにあるんですけれども、市としてもしっかりと応援したいと思っています。

2ページ見ていただきますと、先ほど申し上げた給食センターの安全祈願祭の神事を行いまして、このような形でこれは工事業者のほうで主催して行うものでございます。

5月8日のあいさつ運動については、これは南小でありますけれども、このような光景が年6回ほど各学校で行われますので、もしご都合がつけば地元の学校等にご参加いただければありがたいと思っています。

3ページです。

これはさくら市PTA連絡協議会の今年度の役員ということで、輪番制になっておりまして、今年は氏家中学校が事務局を仰せつかりまして、氏家中学校の荒

川PTA会長さんが市Pの会長ということで、今年1年間運営されることになります。

4ページには、今年度のさくら市の各学校のいわゆるPTAの正会員の人数が記されています。市Pのほうは高校まで入りますので、さくら清修高校も入っていることになります。

5ページ目ですが、塩谷南那須地区の教育委員会連合会の総会の名簿であります。職務代理の皆さんと教育長と事務局ということで名前が上がっています。

6ページにいきまして、今年度、役員改選がありまして、以下の表のような役員人事となりました。会長については、高根沢の教育委員会の職務代理の野中会長さんがそのまま引き続きということで、あと教育長部会というのがあるんですが、これはやっぱり輪番制で、今年はさくら市で私のほうでやらせていただくことになっています。あと、事務局も2人ほど異動によって木村と河和という者が入りました。

7ページ目になりますけれども、これは5月の校長会での指示事項です。

写真は入学式と登校の様子と、中学校の修学旅行は既に終わっておりますが、今週から小学校が始まる予定であります。

あと、行事等については、先ほどと同じようなことを説明させていただきました。

8ページですが、指示・伝達ということで、今回は5点お話をさせていただきました。

連休明けだったものですから、連休明けの児童生徒・教職員について、高い危機意識を持って校長先生のほうで実態把握、掌握していただきたいという話と、2つ目は、ちょうど1か月を過ぎたものなので、教室の心理的安全性の確保ということについてちょっとお話をさせていただきました。

3番目は、学校経営と運営についてということと、4番目は学校事故と、あと教育活動トラブルの対応の基本的な姿勢ということと、5番目はこの1か月の児童生徒の欠席の様子を市内小中学校ですが、出せていただいて、今現在のところ昨年に比べて欠席が少なくなっており、これから不登校も含めて注視していきたいと思っています。

10ページは、教育情報ということで、これはいつも校長先生方にその時々のお情報をお伝えしているということです。

11ページ目は、先ほど話をしました今年、本市に転入されてきた教職員の皆様への訪問日の日程です。

12ページ、13ページ目は、先ほど日本伝統文化という話をしましたけれども、18日に能で、今週の土曜日が日本舞踊ということです。

続きまして、14ページ目になりますけれども、今年度の市民体育祭の要項がほぼ決定いたしました。夏季大会については9月1日からバレーを中心に9月8日まで実施する予定です。秋季大会については、今年は11月3日ということで、会場は昨年と同じスタジアムで実施する予定でございます。

私からの報告は以上でございます。

ただいまの報告で質疑等がありましたらお願いいたします。

(発言する声なし)

(6) 議事

議案第1号 さくら市図書館条例施行規則の一部改正について

○橋本教育長

では、早速、議事に進みます。

本日は、議案が4件、報告が3件でございます。よろしくお願いします。

初めに、議案第1号です。さくら市図書館条例施行規則の一部改正について事務局より説明願います。

生涯学習課長。

○横塚生涯学習課長

生涯学習課長です。

それでは、議案第1号 さくら市図書館条例施行規則の一部改正についてご説明をいたします。

資料につきましては4ページからになりますので、そちらをご覧ください。

今回の改正は、さくら市図書館条例施行規則の一部を次のように改正するものでございます。

様式第2号中の「な ま え」を削る。

様式第3号を次のように改めるということで、5ページに第3号の様式がございます。

6ページから7ページに、様式第2号の改正前と改正後の様式のほうを添付させていただいておりますので、そちら両方を見ていただけるとありがたいと思います。

それではまず、様式第2号でございます。

図書館利用カードについて、6ページと7ページをお開きください。

様式の左上に改正後、四角で何も書いてございません。改正前にはこちらに「な ま え」と入ってございましたが、こちらについては削除をしても下のバーコードで本人確認ができますので、こちらのほうを削除するものでございます。

次に、様式第3号、図書館利用カード紛失届でございます。

こちらについては8ページに改正後、9ページに改正前の資料をつけておりますので、そちらのほうをご覧ください。

こちらにつきましては、左下のさくら市図書館 仮図書館利用カードの点線の部分があるかと思いますが、こちらについて改正前につきましては、名前と電話番号を記入するようになっておりました。実際、紛失した場合に名前と電話番号があると個人情報として分かってしまいますので、利用カード番号のみだけで分

かるということでございますので、こちらについては名前と電話番号を今回削除するものでございます。

私からの説明は以上となりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋本教育長

本議案に対し、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

船生委員。

○船生委員

改正の中身は今の説明で分かったんですが、改正していく理由というかはどういうことなのか、改めてお願いします。

○橋本教育長

生涯学習課長。

○横塚生涯学習課長

ただいまの船生委員の質問にお答えいたします。

図書館利用カードについてもそうなんですけれども、実際に利用者の方で仮図書館利用カードを落とした方がおりまして、そこに名前と電話番号が入っていきまして、拾った方から個人情報じゃないんですかという意見が図書館のほうにありました。バーコードで本人の確認ができますので、名前と電話番号を削除したほうがよろしいのではないかとということで、今回、改正案として上げさせていただきました。

○船生委員

個人情報が出ないようにということですね。

○横塚生涯学習課長

そうです。

○船生委員

分かりました。

○橋本教育長

ありがとうございました。

そのほかございますか。

岡崎委員。

○岡崎委員

カードのほうなんですけれども、もともとの「な ま え」というところには頂いたときにお名前が印字されて、もらうというイメージですか。

○橋本教育長

生涯学習課長。

○横塚生涯学習課長

生涯学習課です。

ただいまの岡崎委員の質問にお答えします。

こちら申請したときに、図書館側から名前をテプラで書いて貼っていたものなんですが、やはりそれも利用者にとっては空のままだでもいいし、書いてもらいたくないという人もおりますので、今回併せてこちらについても削除をしたという形になります。

本人が書きたければ書けるように、欄だけは残しておいたという形になります。

○岡崎委員

分かりました。ありがとうございます。

○橋本教育長

そのほかございますか。

(発言する声なし)

○橋本教育長

では、本議案に対する質疑は終わったものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りをします。議案第1号 さくら市図書館条例施行規則の一部改正について、賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○橋本教育長

挙手全員であります。本議案は可決をいたしました。ありがとうございました。

議案第2号 さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に対する意見について

○橋本教育長

続きまして、議案第2号 さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に対する意見について、事務局より説明をお願い

します。

生涯学習課長。

○横塚生涯学習課長

生涯学習課長です。

それでは、議案第2号 さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に対する意見についてご説明を申し上げます。

資料につきましては、11ページからになります。

まず初めに、今回なぜ意見についてかということで、11ページの下に参考として記載をさせていただいております。第29条、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。」となっておりまして、今回、報酬及び費用弁償に関する条例の改正になりますので、教育委員会の意見をいただくという形になります。

それを前提といたしまして、今回の改正については14ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

本案は、学校運営協議委員に対する報酬を規定するための所要の改正を行うものでございます。

右側が現行、左側が改正案になります。棒線の部分が改正となります。

今回、区分で「学校運営協議会委員」、報酬の額を「年額15,000円」。

報酬額につきましては、平成29年に地方公務員法改正に伴う特別職の整理が行われまして、分類を同じくする委員として社会教育委員を例示として、今回1万5,000円といたしました。

以上が説明となりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○橋本教育長

本議案に対し、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

岡崎委員、どうぞ。

○岡崎委員

昨年度までは学校運営協議委員さんには支払われなかったということで、合っていますか。

○橋本教育長

生涯学習課長。

○横塚生涯学習課長

生涯学習課長です。

ただいまの岡崎委員の質問にお答えいたします。

昨年度までは1人当たり2,400円で3回分の予算を計上しておりましたので、1万5,000円以下にはなってしまい、多く会議に出席しても少ないんですが、今年度、学校運営協議会の体制がさくら市内の全8校整いましたので、1回につき2,400円ではなくて、こちらについては委員の身分としては非常勤特別職の地方公務員となるために、先ほど申し上げました社会教育委員と同じ1万5,000円で新たに設定するものでございます。

○岡崎委員

ありがとうございます。

○橋本教育長

ありがとうございました。

そのほかございますか。

(発言する声なし)

○橋本教育長

では、本議案に対する質疑は終わったものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りをします。議案第2号 さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に対する意見について、賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○橋本教育長

挙手全員であります。本議案は可決をしました。ありがとうございました。

議案第3号 さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例の一部改正に対する意見について

○橋本教育長

続きまして、議案第3号 さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例の一部改正に対する意見について、事務局より説明を願います。

スポーツ振興課長。

○久保スポーツ振興課長

スポーツ振興課長です。

それでは、資料15ページからご覧ください。

まず、資料16ページのほうをお願いいたします。

議案第3号 さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例の一部改正に対する意見についてでございます。

先ほど第2号議案と同様に、地方教育行政法の第29条に基づく意見でございます。

記の1番、件名を見ていただきますと、件名は条例の改正の表題でございます。

2の改正理由でございますが、まず各小中学校の体育館につきましては、学校教育に支障のない範囲で民間にも貸出ししております。このたび市内の小中学校の体育館に空調設備を導入するため、使用の際の使用料を設定するものでございます。

改正内容としましては、小学校の体育館1時間当たり1,200円、中学校については1,500円、こちらも1時間当たりです。全面・半面問わずに同額ということでございます。

続いて、4番の施行期日でございますが、氏家中学校、喜連川中学校、各小学校の体育館の空調設備の導入時期が異なります。後ほど説明いたしますが、そういったことから、施行期日が異なるということでございます。

それでは、17ページをご覧ください。

まず、空調設備導入までの経緯について、18ページになります。近年、夏季の猛暑化、特に著しいものございまして、小学校の体育館利用者からも空調設備の導入を望む意見が多く寄せられておりました。そのようなことから導入したわけでございます。

続いて、19ページをご覧ください。

導入のスケジュールでございます。

まず、氏家中学校がもう既に工事に入っております。7月利用開始の予定です。喜連川中学校が来年、令和7年3月から利用の開始予定でございます。

氏家小学校から各小学校につきましては、令和7年7月から利用開始できる予定でございますが、何分工事の関係もございまして若干ずれることも予想されますが、現在の予定はこのとおりでございます。

続きまして、20ページをご覧ください。

まず、氏家中学校に導入される空調設備でございます。日立製でございまして、この機種の消費電力を目安に使用料の計算をしております。

21ページをご覧ください。

近隣自治体における体育施設の空調の導入事例でございまして、矢板市はかなり導入が進んでおります。塩谷町も入っております。高根沢町については入っていない。学校に空調設備が入っているのは少ないというような状況でございます。

続きまして、22ページをご覧ください。

空調使用料の設定についてなんです、氏家中学校における空調設備の運転費用から試算しております。消費電力から1時間当たりの使用料を計算しますと、氏家体育館は第1と第2がございまして、第1体育館アリーナ、こちらですと1

時間当たり大体1, 500円ぐらいかかる、第2アリーナにつきましては1, 400円程度1時間当たりかかるということでございます。

ちなみに、卓球場ですとか観覧席とかもございしますが、こちらは開放施設としてはしておりませんので、アリーナのみということでございます。

続きまして、23ページをご覧ください。

近隣自治体との空調使用料の比較ということでございます。

やはり1時間当たりの空調使用料でございます。表の一番下にさくら市の小学校、中学校、先ほど説明したとおりでございます。

また、中学校につきましては、先ほど第1体育館が1, 514円、第2体育館が1, 406円ということでございまして、1, 500円ということで設定するようなことで考えております。

表の右下見ていただきますと、小学校の平均床面積、一番右になります。約800平米でございます。中学校の平均床面積が約1, 000平米ということで、大体中学校の体育館の面積に対しまして小学校の体育館の面積が約8割ということで、これを金額に関しましても8割に設定しております。

なお、中学校の照明料につきましてもやはり500円かかるということで、これに関しまして8割の設定ということで、それに倣う形になっております。

続きまして、24ページをご覧ください。

矢板市、塩谷町では導入されているということなのですが、さくら市も同じなんですけれども、スポーツ協会が実施する教室ですとか、スポーツ少年団ですとか、そういったところをご利用いただいておりますが、矢板市に関してはスポーツ少年団のみが2分の1減免、あと障害者の利用の場合には2分の1減免としております。

さくら市の場合は、これらについては基本的に減免ということでございます。現在、使用者の多くはスポーツ教室ですとかスポーツ少年団とかそういった方がご利用されております。それらの方は使用料も含めまして免除されております。そういった現在、使用料免除でお使いになっている方は、空調使用料も免除というような扱いでということにしております。そういったことになっております。

続いて、25ページです。

減免の取扱いの団体と減免回数が記載されております。

続きまして、26ページをご覧ください。

市の体育施設における空調設備の運用方針ということでございます。

1番の空調設備を使用する期間につきましては、6月から9月までを原則として考えております。基本的にスポーツとしての貸出しがほとんどでございますので、基本冷房だけをお使いいただくというようなことで考えてございます。

ただし、先ほども申し上げたとおり、6月から9月以外でもかなり暑い日とかもございまして熱中症警戒情報なんかも出る場合もありますが、そういった場合は柔軟に対応していきたいと考えておりますが、基本的には6月から9月使用ということでお願いしているものでございます。

説明は以上でございます。

(「すみません」の声あり)

○橋本教育長
教育次長。

○櫻井教育次長
教育次長です。

1 か所、誤字がありますので、訂正のほうお願いしたいと思います。

1 6 ページの議案の中の下記の3 番です。改正内容の次に「空調資料量」というふうになっているんですけども、「空調使用料」の誤りですので、訂正のほうをお願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。

○橋本教育長
じゃ、訂正よろしくをお願いします。
では、委員の皆様から質疑ある方は挙手を願います。
中村委員。

○中村職務代理者
2 2 ページに電気料金の1 月のときの使用料ですか、これを基準に計算がされているかと思うんですが、この辺のところ、現況から考えて上がっていたりしたり、相当変化が起きていたりするということはないですか。もし最初に金額設定するのであれば、それに近い金額を設定しておいたほうがいいのかと思います、その辺。

○橋本教育長
スポーツ振興課長。

○久保スポーツ振興課長
先ほどのご質問にお答えいたします。
スポーツ振興課と学校教育課のほうでこの使用料の協議を始めた際、最新の使用料というのが1 月ということだったものですから、それで計算しております。
電気料はかなり変動が激しいといえますか、国の補助金が入ったりとかいろいろございまして、なかなかどれを使うということも難しい段階でございます。1 月冬場でございますし、こちらの単価ということで一応設定させていただいております。必要があれば、また改正等も考えていきたいとは考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○中村職務代理者
分かりました。

○橋本教育長
ありがとうございました。
そのほかございますか。
岡崎委員。

○岡崎委員
全面でも半面でも同じ料金ですということだったと思うんですけども、例えば半面ずつ別の団体さんが使用した場合でも、どちらからも同じ金額を頂きますよということでしょうかというのが1つと、あと空調は今セット台数が14台とか13台とかとあるんですけども、ボタンは一括というか、オンしたら全面が冷えるような感じになっているんでしょうか、お願いします。

○橋本教育長
スポーツ振興課長。

○久保スポーツ振興課長
スポーツ振興課長です。
ただいまの岡崎委員のご質疑にお答えいたします。

まず、半面、全面の考え方なんですけれども、こちらの空調設備で、ここでバレーのコートとバスケットのコートとありまして、半分だけ冷やすというのは現実的にできないということで、つける場合はアリーナ全面を一斉につけて利用いただくと考えております。ですので、2面を冷やすのに必要な料金が1,500円というふうに考えていただきたいと思います。

別々な方が使った場合でございますが、そうすると倍頂くということもあるんですが、こちらあくまでも電気の使用料だけで考えておりますので、多く頂いた分は設備の導入した工事費のほうに充てさせてもらうというようなことでお願いしています。塩谷町にしても矢板市にしても同じ考えでございます。

もう一点の稼働台数のスイッチです。こちらも学校教育課と協議したところなんですけれども、基本的には全部1か所で作くようになるのかなというふうには考えているんですが、まだ全て工事が終わっていないというのはあります。

基本的には各小学校、中学校に管理人さんをお願いして鍵を開けたり、電気のスイッチを入れたりしていただくので、その管理人さんが一斉につけて、帰るときは止めてもらうというようなことで考えております。

以上でございます。

○岡崎委員

分かりました。ありがとうございます。

○橋本教育長

そのほかございますか。

稲見委員。

○稲見委員

稲見です。

小学校が1時間1,200円、中学校が1,500円という空調が入ったということで、その金額設定になったんですけれども、空調が入る前は使用料は電気代の400円と書いてありますが、これだけだったということですか。

○橋本教育長

スポーツ振興課長。

○久保スポーツ振興課長

スポーツ振興課長です。

ただいまの稲見委員のご質疑にお答えします。

学校施設に関しましては、あくまでも学校の施設ということで施設の使用料は頂いておりません。夜間ご利用いただく場合は、電気料だけ頂いておるということでございます。

ただし、氏家体育館ですとか喜連川体育館ですとかそういった場所に関しては、きちっと使用料を頂くというようなことですが、あくまでも学校の施設を開放するということでの小中学校の体育館ですので、使用料は頂いていないというのが現状でございます。

○稲見委員

ありがとうございました。

○橋本教育長

そのほかはございますか。

船生委員。

○船生委員

細かいことなんですが、実際運用の中で、例えば使用料というのは1時間単位で許可制になっているという形。例えば30分とかそういうことは今までやっていない。

○橋本教育長

スポーツ振興課長。

○久保スポーツ振興課長

スポーツ振興課長です。

ただいまの船生委員のご質疑にお答えします

1時間単位で貸し出すということになっていますので、仮に30分使っても1時間の料金を頂くというところです。あくまでも1時間単位、1時間半使えば2時間ということで、これはずっとそういった料金設定になっております。

以上です。

○船生委員

分かりました。ありがとうございます。

○橋本教育長

では、氏家中学校から始まって小学校利用を広げ、いろんなことがあると思いますが、初期設定ということで事務局のほうから説明いただきました。

では、本議案に対する質疑は終わったものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをします。議案第3号 さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例の一部改正に対する意見について、賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○橋本教育長

賛成全員であります。本議案は可決をしました。ありがとうございました。

議案第4号 市内プール最適化基本方針の承認について

○橋本教育長

続きまして、議案第4号になります。市内プール最適化基本方針の承認について、事務局より説明をお願いします。

スポーツ振興課長。

○久保スポーツ振興課長

スポーツ振興課長です。

それでは、資料38ページからになります。

ご覧いただくのは39ページをまずご覧ください。

市内プール最適化基本方針（案）でございます。

こちらはさくら市の総合公園のプール、また喜連川B & G海洋プール、学校プールを含めまして、今後市内のプールをどのように配置して維持していくかとい

う基本方針でございます。こちら3月25日の定例会におきまして、この基本方針の中間報告ということでご説明をさせていただきました。その後、学校教育課と共に各学校の担当の先生、担当の先生いらっしゃる学校もありますが、意見をお伺いしまして、その意見を踏まえまして基本方針としたいということでございます。

それでは、説明をいたします。前回に説明しているとおりなんですけれども、一応、船生委員いらっしゃるなかったということもございますので、ざっと説明させていただきます。

まず、44ページをご覧ください。

今回の基本方針の対象とする市内プールでございます。

先ほど申し上げたとおり、総合公園のプール、こちらはレジャープールになります。その下が喜連川B&G海洋センター、こちらは水泳プールで、こちらは屋内プールになります。氏家小学校ほかは水泳プールで、こちらは全て屋外のプールになります。

48ページご覧ください。

特に学校のプールに関しましては、プールの耐用年数が約30年とされているところなんです、その30年を超えて利用している学校もございます。ほとんどの学校が30年を超えていると。令和10年で全ての学校のプールが30年を超えてくるというところでございます。かなり劣化等がひどくなっているというようなことでございます。

そして、49ページをご覧ください。

学校のプールの維持管理費ということで、どのぐらいかかっているのかということでございます。

大ざっぱに申し上げますと、中ほど、年間維持管理費がありまして、その右脇、維持費の合計ということでその行を見ていただきますと年間約350万ほど、薬剤費であったり、ろ過器の保守点検であったり、水質検査、水道代とかそういったもので全部で約350万程度かかっているというところでございます。

そういった中で、ご承知のとおり人口減少もございます。これからどんどん市内の人口も減っていくということで、施設をそのまま維持するのかというのは、学校のプールに限らず、公共施設全てで考えていかなければならないところでございます。その中で基本方針というのを定めていくということでございます。

現状のまとめとしては、下の喜連川小学校、喜連川中学校につきましては、老朽化により自校のプールは利用を停止しまして、近くにあります喜連川B&G海洋センターを利用していると。氏家地区の小中学校のプールも老朽が進んでおりまして、継続して使用を続けるには大規模な改修が必要だということでございます。

氏家地区の小中学校プールの管理費は、先ほど説明させていただいたとおり約350万ほどかかっているというところでございます。

51ページをご覧ください。

それでは、さくら市だけではなくて、県内、県外も含めてなんですけれども、学校のプール授業をどのようにしているかというのがございます。

特に県内の状況でございます。

まず、宇都宮市です。こちらは昨年度より民間のプールで授業を1校だけでございますが、実施始めたということです。下野市については、小中一貫校だけでございますが、市営プールで行っている。小山市なんかでは、新設校についてはプールを造らないで民間のプールで授業を行っている。日光市などは、もう既に36校中14校が外部プールを利用しているということです。また、那珂川町、芳賀町につきましては、全ての学校の授業を町営プールとかB & Gのプールを利用して授業しているということでございます。

56ページをご覧ください。

県外の事例でございますが、どのようにしているかというようなことなんです、市民プールを廃止して、学校プールを一般住民に開放しているというようなところもございます。また逆に、学校プールを廃止して、市民プールで水泳授業を行っているというようなところも全国的には増えてきているということでございます。

そういった中で、57ページをご覧ください。

今後の市営プールの適正化基本方針でございます。

方針の1としまして、維持費管理に係るコストの縮減を図り、市費負担を圧縮する。

2つ目として、施設の統合、複合化の観点から、学校授業での活用を前提とする。

3番目として、遊泳技術の向上をはじめ、健康づくりやスポーツ振興など、多世代が利用できる施設とする。

公共施設としてのレジャープールの大規模改修、建替えは実施しないというようなことです。

続いて、58ページをご覧ください。

それでは、具体的にどうするのかというのがございます。

まず、氏家地区でございますが、現在、氏家小学校から氏家中学校まで全部学校のプールを運用しておりますが、老朽化も進んでおりますので、将来的には全部廃止をいたしまして、屋内温水プールを1つ造ってはどうかというようなことです。生徒の授業の際は、スクールバスがございますので、それを活用してはどうかというようなことです。

また、ピンクの帯の下の部分、中点の3つ目を見ていただきますと、屋内プールの新設の整備手法については、民間手法による整備、管理運営方法の導入の可能性も検討していきたいというふうに考えております。

続いて、59ページを見ていただきますと喜連川の再編モデルがございまして、既に学校プールは利用しておりませんが、そちらを正式に廃止して、今後もB & G海洋センタープールを使う。こちらは令和4年度に大規模な改修をしておりま

すので、まだまだ使えると思います。そちらを当面は使うということでございます。

ちなみに、61ページをご覧くださいますと、新たに学校プールを例えば氏家地区の6校全て造り直した場合、1校当たり大体3億ぐらいかかります。そうしますと、計算しますと19億程度になります。

ちなみに、令和5年度に供用開始となったプールが石川県の事例なんですけれども、大体14億かかっているそうでございます。そうやって考えますと、大体5億円ぐらいはトータルも浮くのかなというようなことで試算しております。

それでは、62ページから、学校教育課と共に学校のほうと調整しておりますので、そちらは学校教育課長のほうから説明いたします。

○橋本教育長

学校教育課長。

○八木澤学校教育課長

学校教育課長です。

先ほどスポーツ振興課長のほうからお話がありましており、資料のほうは62ページになりますが、4月の上旬から下旬にかけて、市内の8つの小中学校のへ参りまして、学校の校長先生や教頭先生、その他の先生に先ほどの計画、基本の方針の案をお話ししまして、学校現場でどうなんですかということでお話を伺ってまいりました。

資料のほう63、64ページご覧ください。

その中で意見を集約したものになります。大きく分けまして、施設の管理、授業の対応、移動、事業外部委託と大きく4つにまとめさせていただきました。

まず、意見がございました施設管理なんですけれども、プールの管理というのがございまして、6月から7月ぐらやっているということで、これは各学校の体育主任の先生方がプールの管理をしまして、プールのろ過器であったりとか機械等、あとはプールの清掃だったり、水質管理、温度管理、水量の調節とそういったものをしておりまして、これはかなり負担になっているというお話をいただきました。

先ほど出ました学校のプールを廃止して1か所に集約した外部のプールになれば、そういったことで職員の管理がなくなるということになりますので、教職員の業務負担軽減になるかなというお話をいただいております。

それと、実際物理的なお話なんですけれども、プール、屋外には全部ありますので、近年の酷暑というんですか、夏の間のプールの授業、プールサイドの床のほうはかなり高温になりますので、そういった中で見学する生徒だったり、もちろん授業に参加している生徒、そういったのも含めましてかなり危険だなと感じられるというお話もいただきました。

それも踏まえまして、やっぱり室内型の温水プールであれば天候、雨の日とか

も安心できるという話をいただきました。

あとは、先ほども何度もお話出ていますが、やはり施設の老朽化というのが著しくなっているというのが現状あるということで、それに伴う安全面での不安がありますというお話をいただきました。

続きまして、授業での対応です。

先ほど氏家地区でお話出ましたけれども、プールをスクールバスを使って学校から外部のプールに行くとなると、時間的に通常の時間割とはまた違ってくるといふそういった不安もあるんですが、そこら辺も調整すれば何とかなるのかなというお話もいただいております。

それと、特徴的だったのは、そういったプール、例えば小学校が5つ氏家地区にありますけれども、複数の学校が同時にプールを使ったとしても学校同士の交流というんですか、そういったのもあってもいいのかなというそういった着眼点でもお話しいただいたというのがございました。

続きまして、資料は64ページになります。

移動です。

先ほどから何度も出ていますが、外部プール、氏家地区についてはバスが必須になりますねということで、その際に実際に授業に参加する子と参加しない子、そういった子たちの対応を検討する必要がありますよと。

あとは、もちろん学校の敷地内にプールがあれば移動的には楽だが、外部にプールを造るというのもいいですねという言葉もいただいております。

また、先ほど出ました授業の対応とかぶってしまうんですが、授業に対して2時間を一つの水泳の時間として、そういった授業のコマということでもいいのかというお話をいただいております。

最後になります。授業の外部委託になります。

実質、体育の先生が2人体制で見えていたところ、やはり年度によっては1人になってしまって、その1人の先生が一クラスを見るときはかなり負担があったところなんですけれども、例えば授業自体を外部での先ほど出ました民間活力等を導入した場合、そういった指導するいわゆるインストラクター的な方が民間の方が入れば、水泳の授業の質自体が学校の先生が教えるよりも質が上がるのかなというお考えもいただきました。

あとは、先生プラス先ほどお話ししましたインストラクターというそういった2つの体制で指導するというのも、また子供たちにはメリットあるのかなというお話もいただきました。

そういった中で、学校側からの意見につきましては、今あるプールを廃止して新しいプールに対しての意見についてはおおむね良好だと感じ取られました。

私からは以上になります。

○橋本教育長

スポーツ振興課長。

○久保スポーツ振興課長

スポーツ振興課長です。

それでは、最終66ページをご覧ください。

これまでと今後のスケジュールなんですけれども、校長会にも4月の校長会議でお諮りしまして、おおむねご理解いただけたのかなというようなことで考えております。

現在5月の教育委員会定例会ということで審議しております。こちらご承認いただければ、また議会のほうも説明していこうかと考えております。

今後、この基本方針が決まりましたら、これを受けまして今度は基本構想、計画策定となっております。

一番重要なのはいつぐらいから外部プールになるのかというようなことでございますが、まだ見通しということではしか申し上げられないのですが、給食センターの建設、学校体育館のエアコン工事、先ほどもありました。あとは、校舎の長寿命化工事もございますので、あくまでも想定ということではございますが、令和12年以降ぐらいに工事着工ということになるかと思われます。それまでは最低限の修繕を図りながら、学校のプールを使っていければというに考えております。

私からは以上でございます。

○橋本教育長

ありがとうございました。

では、委員の皆様からの質疑に入ります。

委員の皆様から質疑等がありましたらお願いいたします。

中村委員、どうぞ。

○中村職務代理者

このプールの問題というのは、さくら市だけじゃなくて、逆に言えば、全国的に問題になっているようなことなのではないのかなと推測されるんですが、その辺のところというのは、例えば広域で施設を造るとかそういう話というのは全然持ち上がってはきていないんですか。

○橋本教育長

学校教育課長。

○八木澤学校教育課長

学校教育課長です。

ただいまの質問にお答えいたします。

今現在、そういった広域的には県も含めて、ある地域をまとめて集約してのプールという話は現在のところ出てきていません。

以上です。

○中村職務代理者

例えば今後、塩谷地区というかそういうところの中でどこかでプールを造ったので、そこを利用させてくださいという話が持ち上がってくるとするのであれば、作成段階で、もうちょっと予算を出すので、こうするああするというそういったほかの地区も巻き込んで、どうでしょうかと声をかけ合った中で作成していくということは考えにくいものなんですか。

○橋本教育長

学校教育課長。

○八木澤学校教育課長

中村委員おっしゃるとおり、確かにほかの近隣の矢板市であったり、塩谷町も同じような状況かとは思いますが、その中でこれがいいかどうか別として、どこが声を挙げてまとめていくかというのがあるかと思うんですけれども、さくら市もそうなんですけれども、できればそこら辺は県のほうでいわゆる音頭を取っていただいて各市からの意見等を集めて、その流れ的なものをある程度つくっていただければ、私どものほうも次スムーズに動けるのかなというのが願望なんですけれども、考えているところではございます。

以上です。

○橋本教育長

塩谷の矢板に造ったごみ焼却場、あんな形が一番よろしいんでしょうけれども、今この地区で言うとみんな同じ悩みを抱えていて塩谷南那須地区、南那須の那珂川も造ってしまったので、あとは外部のプールを使っているところもあります。ただ、それは学校規模で、例えば塩谷町なんかは大変、学校数が少なく、クラスも少ないので、受入れが可能なんですけど、さくら市の場合は学級数も多いので、なかなか外部といっても年間のサイクルが難しいと思います。

年間1学級で10時間ぐらいです。さくら市の学級数が80以上あるので、これは外部といってもなかなかうまくはいかない、難しいところがあるので、学校の現状のプールをスポーツ振興課長が言われたように12年あたり、これはまだまだ未定なんですけれども、それまで学校のプールを何とか維持できるように。もし大幅な改築等があればそこは使わないで、市内の学校で相互に利用するように、そんなことをスポーツ振興課のほうの方針としては出しております。

貴重な意見、ありがとうございました。

そのほかございますか。

稲見委員、どうぞ。

○稲見委員

すごく現状と展望を示していただいているので、前回の説明から併せて、私も以前に総合公園のプールをこれだけ子供たちのことを大切にというんだったら、何とかしたほうがいいんじゃないかみたいなことを申し上げたんですけれども、現状のこととかを見せていただいているので、それはちょっと難しいんだろうなということは理解しました。

氏家の子が少なくとも学校のプールが使える間は使うとして、使えなくなったときのことを考えないといけないかと思うんですけれども、近隣の市町ということも考え得るのかもしれませんが、授業中の移動の時間とかということも考えると、あまり距離が離れるということも難しいんだろうなと思うんです。でも、本当に氏家のプールが老朽化して使えなくなった場合、近隣プールといったらB & Gかパシフィックということになっていくということになるわけなんではないでしょうか。

○橋本教育長

スポーツ振興課長。

○久保スポーツ振興課長

スポーツ振興課長です。

ただいまの委員のご質問のとおりでございまして、現状として喜連川のB & Gプールと民間のプールございます。B & Gに関しては公の施設ですので、市がある程度、主導的に使えるわけでございますが、それだけでいずれにしても足りないということで新たに温水プールを通年通して使えるプール、屋内のものを造って、子供たちだけではなく、使わないときは一般の方も使えるような形にして何とか有効活用していくことでは考えておりますが、いずれにしても市としてプールを運営するというのはなかなか難しいことでございますので、民間の力を借りながら民間運営にするとか、極端な話、民間に造っていただいて、そこを利用させていただくとか。

それは今後、いろいろ議会からもご意見もいただいておりますので、それらも含めまして最少の経費で最大の効果が挙がるように考えていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○橋本教育長

中村委員、いかがですか、関連して。

○中村職務代理者

今ちょっと民間にという話があったんですが、現況の今のプールを修繕も含めた中で民間に委託するということも予定はされたんですか、声がけとか何かそういうあれはやられたんですか。

○橋本教育長

どうぞ。

○久保スポーツ振興課長

総合公園のプールに関しましては、まず第一段階として、やはり35年ぐらいたつんです。ですので、老朽化がひどくて、再開するにはかなり厳しいと。大規模な修繕をしないと使えないというような状況で、今も利用停止しているというところです。

それを民間にというのは、監視員ですとかそういったものを民間に委託することはしていたんですが、それ全部委託というのはしていなかったんです。

○中村職務代理者

それを行うということも特に考えてはいないというか、それはもう完全に不可能だということ。

○久保スポーツ振興課長

そうです。基本的にレジャープールのほうは廃止して、屋内プールというようなところで考えているところでございます。

ただ、河内のドリームプールなんかに行っていた方は分かると思うんですけども、あそこは普通の屋内プールなんですが、ちょっとした流れるプールがあったりとか、スライダーがあったりとかあるので、そういったものであればいいんじゃないのかなというような考えもございます。

○中村職務代理者

1万人プールに似通った形でちょっと小さめの施設なのかなということで、個人的には、やはりさくら市として皆さんが自信持ってこういうものがうちあるんだよなんていう施設だったかと思うので、大変なくなることは残念であるなど。その辺のところ、なるべく残るのであれば残ったのがいいななんて思っているところでちょっと意見をさせていただきました。ありがとうございます。

○橋本教育長

ありがとうございました。

新しいプールの建設の構想ができた時点で、レジャー的なというか、全く四角四面の学校のようなプールではないと思うので、その段階になりましたら。

そのほかなければ……

(「よろしいですか」の声あり)

○橋本教育長
船生委員。

○船生委員

58ページ、59ページにあるモデルのイメージが非常に分かりやすいので、少子化とか老朽化、予算考えるとこの方向で行かざるを得ないのかなとは思いますが。

その中でちょっと聞いておきたいのは、例えば氏家地区、58ページのモデルのときの屋内温水プール新設の場合にどの辺の場所に考えているのか、先の話でしようけれども、ということが1点と、廃止跡地利用という赤四角囲いがありますよね。この廃止跡地利用についてはどの辺まで計画があるのか、もしあればお聞かせください。

○橋本教育長
2点お願いします。

○久保スポーツ振興課長

スポーツ振興課長です。

それで、設置場所については私からお答えしまして、跡地利用については学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

まず、設置場所でございますが、なかなかまだまだ決定はしていないところなんですけれども、現在の総合公園プールの跡地が有力ではないのかというようなことで、お含みおきいただきたいと思います。

やはり氏家地区の中心にございますので、道路のアクセスなんかも含めて一番有利なのではないのかなというようなことで、そういった想定でいろんなお話をさせていただいているという状況でございます。あくまでも決定ではないですけれども、有力な候補にはなるのかなというふうに考えております。

○船生委員
分かりました。

○橋本教育長
学校教育課長。

○八木澤学校教育課長
学校教育課長です。

ただいまの小中学校の学校のプールを廃止した後の跡地利用ということで、まず一番大きくは学校側、もちろん子供たち、保護者の方のなくなった後、何をしたいという意見を聞きながら順次それを解体して使っていきたい。

まず、解体で結構お金かかることありまして、一般的なプール1つ壊しますと大体5,000万ぐらいかかると言われておりますので、すぐに壊してすぐ何か利用というのはなかなか難しいので、令和12年に建設ということで、まだ期間がありますので、併せまして跡地利用も並行して考えて動けたらなと考えております。

以上です。

○船生委員

ちょっと思ったのは、今防災のことがいろいろ問題になっていますよね。例えば備蓄であるとか、避難所とかそういうところに転用するようなアイデアがあってもいいのかなと思ったものですから。

○八木澤学校教育課長

ありがとうございます。

○橋本教育長

学校のプールはよく防災の水の貯水ということもあったものですから、その面も含めて。

では、建設、できれば教育委員会でも事務局とはもう行っているんですが、県内では那珂川町が直近のプール建設で10億ですか、10億でこのような程度、程度というのもおかしいですけども、ぜひ見ていただくとありがたいなと思いますので、事務局のほうでいつも座学ばかりやっているとあれなので、年内に1回。那珂川町ですと30分で行けますので、ぜひ見ていただくとありがたいかなと思っています。

では、本議案に対する質疑は終わったものと認め、終了いたします。

お諮りをします。議案第4号 市内プール最適化基本方針の承認について、賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○橋本教育長

賛成全員であります。本議案は可決しました。

大変貴重な意見をありがとうございました。この基本方針については、今議会で担当課のほうから説明する予定です。意見なども添えて説明させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

報告第1号 さくら市教育支援委員会委員の任命について

○橋本教育長

これより報告事項に入ります。

報告第1号 さくら市教育支援委員会委員の任命について、事務局より説明願います。

学校教育課長。

○八木澤学校教育課長

学校教育課長です。

それでは、報告第1号 さくら市教育支援委員会委員の任命についてご報告申し上げます。

議案書67ページになります。

まず、さくら市の教育支援委員会というものなのですが、議案書の69ページの下のほうに書いてございますが、早期からの教育相談及び支援、就学先の決定並びに就学後の一貫した支援について助言を行う機関でございます。

この支援委員会は、さくら市教育委員会からの諮問に応じまして、ここに2つ書いてございます幼児児童生徒の就学、就学猶予または免除の措置に関することであつたりとか、子供たちの普通教育または特別支援教育への措置及び教育支援に関することを答申することになってございます。

この委員につきましては、全部で条例で25人以内ということになってございまして、今回69ページに書いております22名の方がおりまして、一番表の右側、再任という方は昨年度から替わらずなのですが、空欄になっている方、こちらの方が新任になっております。6名の方になっております。8番、9番は学校の校長先生になります。15番、16番も学校の先生になります。18と20は市の職員で、保育園の園長と子育て家庭センターの職員になります。こちらは人事異動に伴いましての変更ということになってございます。

任期につきましては、令和6年6月20日から令和7年3月31日になってございます。

ということで、今回22名のうち6人が新任という形になります。

報告のほうは以上となります。

○橋本教育長

委員の皆様から質疑がありましたらお願いをいたします。

(発言する声なし)

○橋本教育長

本報告に対する質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告第1号は終了いたしました。

報告第2号 区域外就学の許可について

○橋本教育長

続きまして、ここから秘密会に入ります。

報告第2号 区域外就学の許可について事務局から説明をお願いします。
学校教育課長。

○八木澤学校教育課長

(学校教育課長による説明)

○橋本教育長

委員の皆様から質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑応答)

○橋本教育長

では、本報告に対する質疑は終わったものと認め、質疑を終結します。
以上で報告第2号は終了しました。

報告第3号 要保護及び準要保護者の認定について

○橋本教育長

続いて、報告第3号に移ります。要保護及び準要保護者の認定について、事務局から説明願います。
学校教育課長。

○八木澤学校教育課長

(学校教育課長による説明)

○橋本教育長

委員の皆様から質疑等がありましたらお願いいたします。

(発言する声なし)

○橋本教育長

では、本報告に対する質疑は終わったものと認め、質疑を終結いたします。
以上で報告第3号は終了しました。
これで、秘密会を解きます。
議事については以上です。ご協力大変ありがとうございました。

(7) その他

○橋本教育長

続いて、その他に入ります。

事務局のほうからございましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○八木澤学校教育課長

学校教育課長です。

冒頭、教育長の報告の中で、今月 31 日に茨城県古河市で開催されます令和 6 年度関東甲信越静岡市町教育委員会連合会総会及び研修会の行程表を机の上にペーパーで置かせていただきました。

予定ではこちらを 9 時半出発で考えております。公用車を準備させていただきますので、そちらのほう乗り合わせで行かせていただきたいと考えております。

内容的にはこのスケジュールで行きたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、帰りは 6 時 10 分と書いてございますが、6 時頃には帰れるかと思っております。

集合場所は、こちら市役所前でお願いいたします。喜連川と書いてありますね。

○橋本教育長

氏家庁舎でいいですか。

○八木澤学校教育課長

氏家庁舎でお願いします。すみません。

○橋本教育長

氏家庁舎のどの辺にいればいいですか。

○八木澤学校教育課長

その西側ですか。

○橋本教育長

じゃ、氏家庁舎の西側の駐車場付近に。

○八木澤学校教育課長

そうです。

○橋本教育長

手ぶらでいいんですか、何か持っていくものは。筆記用具程度ということでしょうか。

じゃ、9時20分集合ということで、帰りはおよそ6時を予定しています。
橋本補佐。

○橋本学校教育課長補佐

それでは、事務局から何点かご説明させていただきます。

皆様のお手元にA4の縦で1枚紙なんですけれども、令和6年度第1回総合教育会議における市長への意見・質問事項という紙を置かせていただいたんですが、こちら6月28日に総合教育会議が開催されますので、その際の議題の一つとして、教育委員の皆様から市長に対して質問ですとか、あとは意見などがございましたら提出していただきまして、市長に事前にお渡しをいたしますので、その場で質疑応答を行っていただければと思います。教育委員会に関する事業で3つほど質疑を提案していただきまして、私のほうに6月7日までにいただければと思います。

後ほどこちらの様式につきましてはメールで皆様にお送りしたいと思いますので、メールでこちらに報告いただくか、もしくは紙に手書きでも結構ですので、出来上がりしましたら私に連絡いただければ取りに伺いますので、よろしくお願いいたします。

○橋本教育長

ただいまの件については大丈夫でしょうか。

3点ほどご意見いただいて、当日活用させていただきます。

○岡崎委員

これは宿題ですか。必ず3つ出すということ。

○橋本学校教育課長補佐

できれば3つ出していただけると。

○橋本教育長

じゃ、3つ以内ということで。無理難題でも大丈夫です。メール及びペーパーで。

じゃ、最後。

○橋本学校教育課長補佐

同じくペーパーで委員さんだけですね、こちらは、お手元のほうに置かせていただいているんですけれども、A41枚で令和6年度市町村教育委員会研究協議会というもので、こちら舩生委員さん以外3人の委員さんには1月に、オンラインでパソコン上でほかの市町の教育委員さんと協議していただいたというのを覚えていらっしゃるかと思うんですが、その際にオンラインがうまくいかなくて、

どうなのかなという意見をいただいております。

今回、こちらの第6回の市町村教育委員会研究協議会が比較的近場の東京の新橋のほうで開催されるということになりまして、もし委員さんのほうでご都合がつくようであれば、こちら対面の研究協議会に参加できればということで計画をさせていただきたいと思います。

交通手段としては、新幹線を今のところ考えております。

こちら出欠等はまた改めて取りたいと思いますので、ご予約をしていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○橋本教育長

そのほかないですか。

委員さんからは何か。

(発言する声なし)

○橋本教育長

お疲れのところ、すみません。

次長のほうで、次回、お願いします。

○櫻井教育次長

次回の日程なんですけれども、前回お配りさせていただきました日程表の中に記載がありますが、先ほど補佐のほうからありましたとおり、来月は定例会の前に総合教育会議が開催されます。日にちのほうが6月28日金曜日で、午後2時から総合教育会議をやりまして、大体1時間、例年であれば総合教育会議を開催してございます。そちらが終了次第、定例会という流れになります。

場所のほうは、今、皆さんがいらっしゃる本庁舎の委員会室、こちらの場所になりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○橋本教育長

では、次回は6月28日、14時からこの会場でということをお願いいたします。

では、事務局へお戻しします。

(8) 閉会宣告(午後5時30分)

○櫻井教育次長

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年5月の定例会のほうを終了いたします。

大変お疲れさまでした。

以上が、さくら市教育委員会、令和6年5月定例会の会議録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和6年 月 日

署名委員（教育長）

署 名 委 員

書 記